



2024年9月17日

各位

会社名 アンジェス株式会社  
 代表取締役社長 山田 英  
 代表者名 (コード番号：4563 東証グロース)  
 経営企画部担当部長 布施 英一  
 問合せ先 <https://www.anges.co.jp/contact/>

### 第三者割当による無担保社債（私募債）及び第45回新株予約権（行使価額修正条項付）の 払込完了に関するお知らせ

当社は、2024年8月30日付の当社取締役会において決議した、第三者割当により発行される第1回無担保普通社債（私募債）（以下「本社債」といいます。）及び第45回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、本日、割当先である Cantor Fitzgerald Europe（以下「割当先」といいます。）との間で本社債に係る総額引受契約及び本新株予約権に係る総額引受契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結し、払込が完了したことを確認いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

なお、本件の詳細につきましては、2024年8月30日公表の「第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）の発行中止、第44回新株予約権（行使価額修正条項付）の取得及び消却並びに第三者割当による無担保社債（私募債）及び第45回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

<本社債及び本新株予約権の払込完了>

#### 1. 本社債の概要

① 名 称	アンジェス株式会社第1回無担保社債
② 社 債 の 総 額	金1,300,000,000円
③ 各 社 債 の 金 額	金32,500,000円
④ 払 込 期 日	2024年9月17日
⑤ 償 還 期 日	2026年9月17日
⑥ 利 率	年率0%
⑦ 発 行 価 額	額面100円につき金100円
⑧ 償 還 価 額	額面100円につき金100円
⑨ 償 還 方 法	満期一括償還の他、以下の繰上償還条項が規定されています。 (1) 組織再編行為による繰上償還 組織再編行為（以下に定義します。）が当社の株主総会で承認された場合、又は株主総会の承認が不要な場合で当社の取締役会で決議された場合、当社は本社債の保有者（以下「本社債権者」といいます。）に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とします。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還するものとします。 「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得

することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいいます。

「子会社」とは、当該時点において、発行体の議決権（疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含みます。）の50%以上、又は、発行済の持分の50%以上を発行体が直接又は間接的に保有する他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体をいいます。

当社は、本(1)に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできません。

#### (2) 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除きます。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに本社債権者に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、公開買付者の当社普通株式取得による当社普通株式の東証からの上場廃止の日以前のいずれかの日とします。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還するものとします。

上記(1)及び本(2)の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、上記(1)の手続が適用されます。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本(2)に基づく通知が行われた場合には、本(2)の手続が適用されます。

#### (3) スクイーズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義されます。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」といいます。）、当社は、本社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに社債権者に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前の日のいずれかの日とします。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還するものとします。

#### (4) 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

本社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義します。）が生じた場合又は東証による監理銘柄への指定がなされた場合は、その選択により、当社に対して、償還すべき日の5日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいいます。

当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいいます。）又は子会社に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生

	<p>した場合、又は、当社がその事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合</p> <p>(5) 当社の選択による繰上償還</p> <p>当社は、その選択により、本社債権者に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とします。）の1か月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができます。</p> <p>(6) 社債権者による繰上償還</p> <p>本社債権者は、その選択により、当社に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とします。）の3営業日（東京における銀行の営業日（土曜日、日曜日、東京における法定の休日若しくは東京の銀行が法令若しくは行政規則により休業することが義務づけられ、又は許可されている日を除きます。))前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。但し、本社債権者は、本新株予約権の行使によって当社に払い込まれた金額の累計額が3,250万円の正の整数倍に達する毎に本(6)に基づく繰上償還を請求できるものとし、それ以外の場合に本(6)に基づく繰上償還を請求することはできません。</p>
⑩ 総額引受人	Cantor Fitzgerald Europe

## 2. 本新株予約権の概要

① 割当日	2024年9月17日
② 新株予約権の総数	1,292,000個（新株予約権1個につき100株）
③ 発行価額	総額47,804,000円（新株予約権1個につき37円）
④ 当該発行による潜在株式数	129,200,000株（本新株予約権1個につき100株） 本新株予約権の上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は35.5円であり、下限行使価額においても潜在株式数は変動しません。
⑤ 調達資金の額	総額8,303,684,000円（差引手取概算額8,268,484,000円）（注）
⑥ 行使価額	当初行使価額は63.9円とします。 2024年9月19日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値（当該取引日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日に、当該修正日価額に修正されます（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」といいます。）。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額である35.5円を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。上限行使価額はありませぬ。
⑦ 募集又は割当て方法（割当先）	Cantor Fitzgerald Europe に対して第三者割当の方法によって割り当てます。

<p>⑧ 本新株予約権の行使期間</p>	<p>2024年9月18日から2026年9月17日までの期間</p>
<p>⑨ 譲渡制限及び行使数量制限の内容</p>	<p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結いたしました。</p> <p>当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本新株予約権買取契約において、本新株予約権につき、以下の行使数量制限を定めました。</p> <p>当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、2024年4月5日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当先に行わせません。</p> <p>割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行うことができません。</p> <p>また、割当先は、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。</p> <p>割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で制限超過行使に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。</p>
<p>⑩ その他</p>	<p>当社は、本新株予約権買取契約において、以下の内容等について合意いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社による本新株予約権の行使の停止</li> <li>・ 当社による本新株予約権の買戻</li> <li>・ 当社が、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使制限措置を講じること。なお、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記の割当先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。</li> </ul> <p>また、同契約において、当社は、本社債が全て償還される日までの間、(割当先又は割当先の関連会社を相手方とする場合を除き) 株式(優先株、普通株、その他の種類を問いません。)、株式に転換可能な金融商品(転換社債、新株予約権、ワラントを含むがこれらに限定されません。)、匿名組合持分、持分会社持分、組合持分、又はその他の関連形態の持分や資本を含むがこれらに限定されない、あらゆる形態の株式(又は株式類似の)商品及び株式に転換可能な負債(以下、これらを総称して「当該資金調達取引」といいます。)の募集、売出し、第三者割当増資、発行又は借入れについて、次の①又は②のいずれかに該当する場合及び当社の取締役又は従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する場合を除き、割当先の事前の書面による同意を得ることなく勧誘を行ったり、他者との間で協議、交渉又は合意をしないことを誓約しています。</p>

	<p>① 当社が割当先に対して、当該資金調達取引が速やかに実行されなければ、当社に以下のいずれかの事由が発生する可能性があることについて、書面により通知をしてから14日が経過した場合、支払停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準ずる法的整理もしくは更生手続の申立てがなされ、又は裁判所もしくは所轄官庁によりこれらの手続開始の予備的措置がとられること</p> <p>② 割当先が、割当先又は割当先の関連会社のいずれもが、買取会社、融資提供者、アドバイザー、アレンジャー、ブックランナー、プレースメント・エージェント、仲介者、ブローカー又はカウンターパーティーとして当該資金調達取引に参加する意向がないことを書面により確認した場合</p>
--	--

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出された行使価額の合計額です。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以 上